

～真室川町結婚新生活支援事業～

# 新婚生活を応援します

ご結婚され真室川町で新婚生活を送られる夫婦を対象に、引っ越し費用・住宅費用を支援します

## 対象となる世帯

次の条件をすべて満たす夫婦が対象です。

- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、当町に住民票がある世帯
- ご夫婦の令和2年分の所得額の合計が400万円未満の世帯
  - ① 貸与型奨学金の返済額(令和2年分)を所得額から控除できます。
  - ② 結婚を機に夫婦の双方又は一方が離職・転職した場合は、離職又は転職した月の翌月の夫婦の所得額の合計に12を乗じた金額を審査基準の所得額とします。



※ただし、下記に該当する場合は補助対象外です。

- 町税等の滞納がある場合
- 他の公的制度による家賃補助等を受けている場合
- 過去にこの補助金の交付を受けている場合

## 対象となる世帯

- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに夫婦又は夫婦のいずれかが、転居届又は転入届を提出している場合の下記の費用が対象です。
- 新規の住宅取得費用又は新規の住宅賃貸費用(敷金、礼金、共益費、仲介手数料のほか家賃も対象となります)  
※勤務先から住宅手当などが支給されている場合は、差し引いた額が対象となります。
- 結婚に伴う引っ越し費用(業者を使用した場合に限り)

## 提出いただく書類

- 真室川町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(町公式サイトからダウンロードできます)
- 婚姻後の戸籍謄本
- 夫婦の令和2年分の所得証明書
- 夫婦の直近の納税証明書又は非課税証明書(以下は必要に応じて添付)
- 貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類
- 住居の売買契約書の写し
- 住居の賃貸借契約書及び領収書の写し
- 住宅(住居)手当支給証明書
- 引っ越しに係る領収証の写し
- 無職・無収入申立書

## 助成金額

上限 30万円

## 申請期間

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで



制度詳細は町公式サイトをご覧ください

真室川町 新婚



お問合せ先 真室川町役場 企画課企画情報係 ☎62-2050 (内線 226)